

議案第54号 説明資料

幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（次条第2項において「被災者等」という。）及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）にあっては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第7条～第65条 略</p> <p>附 則 1～6 略</p> <p>7 当分の間、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の政令附則第7項で定める地域内の公営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該公営住宅の入居に当たって現に</u></p>	<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（次条第2項において「被災者等」という。）及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）にあっては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第7条～第65条 略</p> <p>附 則 1～6 略</p> <p>7 当分の間、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項に規定する過疎地域内の公営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該公営住宅の入居に当たって現に同居し、又は同居</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p data-bbox="114 263 1111 336">同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備しているものとみなす。</p> <p data-bbox="91 376 293 408">8～11 略</p>	<p data-bbox="1162 263 2159 336">しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備しているものとみなす。</p> <p data-bbox="1140 376 1341 408">8～11 略</p>